10%税込金額(税抜金額)[単位:円]

	T		10%恍込金額(恍抜金額)[単位:円]		
	審査条件		料 金		
一戸建	単独審査	型式認定			
		仕様基準	33,000 (30,000)		
		誘導仕様基準			
戸建ての住宅		上記以外	44,000 (40,000)		
住	併願審査	設計住宅性能評価			
七		長期使用構造等確認	13,200 (12,000)		
		低炭素認定技術的審査	13,200 (12,000)		
		性能向上計画認定技術的審査			
		審査条件	料 金		
		型式認定	基本料金+戸あたりの料金×対象住戸数		
			・基本料金 88,000 (80,000)		
	単独審査 (住戸のみ)	仕様基準	・戸あたり料金 2,200 (2,000)		
			基本料金+戸あたりの料金×対象住戸数		
		上記以外	・基本料金 110,000 (100,000)		
			・戸あたり料金 2,200 (2,000)		
			基本料金+戸あたり料金×総住戸数+		
	単独審査		共用部料金		
共同住宅等		型式認定	・基本料金 88,000 (80,000)		
住宅			・戸あたり料金 2,200 (2,000)		
等			・共用部料金 110,000 (100,000)		
	(建築物全体)		基本料金+戸あたり料金×総住戸数+		
		上記以外	共用部料金		
			・基本料金 110,000 (100,000)		
			・戸あたり料金 2,200 (2,000)		
			・共用部料金 110,000 (100,000)		
	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の2分の1の額 (評価対象部分の戸あたり料金及び 共用部料金のみ)※8		
		長期使用構造等確認			
		低炭素認定技術的審査			
		性能向上計画認定技術的審査			

- ※1 併用住宅(住戸の総数が1の場合に限る)の住宅部分は一戸建ての住宅の額とします。
- ※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた 額とする。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
- ※4 共同住宅等の建築物全体について、共用部の審査を行う必要がない場合(長屋、共用部省略等)は、単独審査(住戸のみ)の額とする。
- ※5 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の 料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。
- ※6 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
- ※7 併願審査とは、原則、同一時期の申請であるものを対象とする。
- ※8 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査を BELS に係る評価の業務の申請で 初めて行う場合は、戸あたり料金にのみ2分の1を適用し、共用部料金は110,000円(税込) とする。
- ※9 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき11,000円(税込)とする。
- %10 第 11 条第 1 項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度 2,200 円(税込)を加算する。

【モデル建物法】

10%税込金額(税抜金額)[単位:円]

红心无律 (12)	用途分類 (別表4による)			
延べ面積(m²)	A 種	B種	C 種	
500 未満	84,700 (77,000)	44,000 (40,000)	31,900 (29,000)	
500~1,000 未満	93,500 (85,000)	49,500 (45,000)	36,300 (33,000)	
1,000~2,000 未満	119,900 (109,000)	67,100 (61,000)	52,800 (48,000)	
2,000~4,000 未満	167,200 (152,000)	101,200 (92,000)	83,600 (76,000)	
4,000~6,000 未満	209,000 (190,000)	143,000 (130,000)	110,000 (100,000)	
6,000~8,000 未満	231,000 (210,000)	165,000 (150,000)	132,000 (120,000)	
8,000~10,000 未満	264,000 (240,000)	193,600 (176,000)	149,600 (136,000)	
10,000~20,000 未満	308,000 (280,000)	228,800 (208,000)	176,000 (160,000)	
20,000~50,000 未満	352,000 (320,000)	281,600 (256,000)	211,200 (192,000)	
50,000~100,000 未満	440,000 (400,000)	343,200 (312,000)	264,000 (240,000)	
100,000~200,000 未満	572,000 (520,000)	422,400 (384,000)	334,400 (304,000)	
200,000~	792,000 (720,000)	528,000 (480,000)	422,400 (384,000)	

【標準入力法(主要室入力法を含む)】 10%税込金額(税抜金額)[単位:円]

ない元律 (…²)	用途分類 (別表4による)			
延べ面積(m ⁱ)	A 種	B種	C 種	
500 未満	176,000 (160,000)	132,000 (120,000)	99,000 (90,000)	
500~1,000 未満	220,000 (200,000)	149,600 (136,000)	123,200 (112,000)	
1,000~2,000 未満	264,000 (240,000)	176,000 (160,000)	140,800 (128,000)	
2,000~4,000 未満	308,000 (280,000)	211,200 (192,000)	176,000 (160,000)	
4,000~6,000 未満	352,000(320,000)	246,400 (224,000)	209,000 (190,000)	
6,000~8,000 未満	396,000 (360,000)	290,400 (264,000)	231,000 (210,000)	
8,000~10,000 未満	506,000 (460,000)	352,000 (320,000)	264,000 (240,000)	
10,000~20,000 未満	528,000 (480,000)	422,400 (384,000)	308,000 (280,000)	
20,000~50,000 未満	616,000 (560,000)	501,600 (456,000)	352,000 (320,000)	
50,000~100,000 未満	748,000 (680,000)	598,400 (544,000)	440,000 (400,000)	
100,000~200,000 未満	968,000 (880,000)	721,600 (656,000)	572,000 (520,000)	
200,000~	1,276,000 (1,160,000)	880,000 (800,000)	704,000 (640,000)	

[別表3注意事項]

- ※1 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表4による。
- ※2 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。
 - A種が含まれるときはA種
 - ・A種が含まれず、B種が含まれるときはB種

ただし、上記適用が著しく不合理であるとセンターが認めた場合は別途判断する。

- ※3 別表3の面積は、申請範囲の部分の面積とし、建築基準法の規定により算定する延べ面積と する。
- ※4 センターで行った適合性判定の結果を利用した申請の場合は、別表 3 記載の料金によらず、 一律 22,000 円 (税込) とする。この場合において、外皮性能の審査を追加して行うときは、 別表 3 記載の料金の 10 分の 1 の額を加算する。その他センターが合理的に審査できると判 断した場合は、減額できるものとする。
- ※5 計画変更の料金は当初適用された料金の10分の6の額とする。

ただし、次の場合は上表の料金とする。

- ・モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更等、計算方法を変更して申請する 場合
- ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ※6 計画変更で計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、11,000 円 (税込) とする。
- ※7 BEST省エネ基準対応ツールにより申請する場合の料金は別途見積りとする。
- ※8 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき11,000円(税込)とする。
- ※9 第 11 条第 1 項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度 2,200 円(税込)を加算する。

別表 4 用途分類 確認申請書四面に記載する用途コードにより以下の分類とする。

 公粨		用途区分	
分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請四面に記載される用途 	コード	
	図書館その他これに類するもの	08140	
	博物館その他これに類するもの	08150	
	美術館その他これに類するもの	08152	
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	
	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170	
	助産所 (入所する者の寝室があるものに限る)	08190	
	助産所 (入所する者の寝室がないものに限る)	08192	
	児童福祉施設等(建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福		
	祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。)	08210	
	(入所する者の寝室があるものに限る。)		
	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220	
	公衆浴場 (個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230	
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240	
	診療所 (患者の収容施設のないものに限る。)	08250	
A種	病院	08260	
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバ	08370	
	ッティング練習場	00370	
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380	
	ホテル又は旅館	08400	
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480	
	劇場、映画館又は演芸場		
	観覧場	08540	
	公会堂又は集会場	08550	
	展示場	08560	
	ダンスホール	08590	
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリッ		
	プ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好		
	奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これ		
	らに類するもの		
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	
ロ 作	幼稚園	08070	

	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話	08280
	郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)の規定により行う郵便の業務の用	08290
	に供する施設	
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売	
	場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに	08390
	類するもの	
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるも	
B種	の、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並び	08440
	に田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主	00440
	たる目的とするものを除く。)	
	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で	
	生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするもの	08450
	を除く。)	
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その	
	他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自	
	転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使	
	用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のも	08456
	のに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐	
	屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の	
	地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主た	
	る目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メート	

	ル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が		
	0.75 キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教		
	室その他これらに類する施設		
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これ		
	らに類するサービス業を営む店舗	08458	
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460	
	事務所	08470	
	料理店	08570	
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物の販売を主		
	一番に名地域及びでの周辺の地域で主産された展下物の販売を主 たる目的とする店舗、当該農作物を材料とする料理の提供を主た		
	る目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン		
	屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農作	08650	
	物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに		
	限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの		
	(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キ		
	ロワット以下のものに限る。)		
	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	
	 建築基準法施行令第 130 条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定		
	する施設	08320	
	工場(自動車修理工場を除く。)	08340	
	自動車修理工場	08350	
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	
	自動車教習所	08410	
	畜舎	08420	
C種	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	
	自動車車庫	08490	
	自転車駐車場	08500	
	倉庫業を営む倉庫	08510	
	倉庫業を営まない倉庫	08520	
	卸売市場	08610	
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630	
	農業の生産材料の貯蔵に供するもの	08640	
山在山	一戸建ての住宅	08010	
対象外	長屋	08020	

	共同住宅	08030
	寄宿舎	08040
	下宿	08050
要相談	その他	08990